

栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想
中間案

令和6(2024)年4月
栃木県

目次

I	はじめに	1
II	現状と課題	2
1.	「文化と知」を取り巻く社会情勢.....	2
2.	各施設の現状.....	4
3.	各施設の課題.....	8
III	基本理念等	12
1.	整備に係る基本的な考え方.....	12
2.	基本理念とコンセプト.....	13
IV	機能と役割	14
1.	「文化と知」の創造拠点の機能と役割.....	14
2.	新たな考え方に基づく機能と役割.....	15
3.	美術館の機能と役割.....	17
4.	図書館の機能と役割.....	18
5.	文書館の機能と役割.....	20
6.	3施設が連携した機能の考え方.....	22

I はじめに

栃木県立美術館、図書館及び文書館^{もんじょ}は、栃木県に関する県民の理解を深めるとともに、本県の貴重な財産である歴史や文化等の保存・継承、優れた美術作品等の発表・鑑賞、学習機会の提供等、県民の学びや創造を支える重要な役割を担っています。

一方で、特に美術館及び図書館は、開館から50年以上が経過し、建物や設備の老朽化が進行しています。また、文書館も加えた3施設では、バリアフリーへの対応や収蔵能力の確保、デジタル化など、機能面での課題も生じています。

そこで、県では、美術館、図書館及び文書館について、本県の文化振興の中核として、再整備を行うこととし、とちぎの「文化と知」の継承や、新たな「文化と知」の創造等を通じた地域を支える人づくりに寄与し、地域活性化にもつながる拠点となるよう、新しい時代の流れ等も踏まえながら、整備構想を策定します。

II 現状と課題

1. 「文化と知」を取り巻く社会情勢

これまで、美術館、図書館及び文書館は、社会教育法における社会教育施設として、児童から青年、成人、高齢者に至るまで、全ての年代の人たちに、学習や研修、趣味を楽しむ機会等を提供する生涯学習の中核としての役割を果たしてきました。

近年では、人々の心豊かな生活を実現するために、社会教育施設の多様な利用が図られるとともに、国や地方自治体等においても、活力のある社会の実現に向けて、「文化と知」を振興し、活用する施策が進められています。

ア 美術館を取り巻く情勢

博物館法に定められる美術館は、資料の収集・保管、展示、教育普及、調査研究といった活動を一体的に行う施設であり、資料を通じて人々の学習活動を支援する役割を担ってきました。都道府県立美術館の多くは、1970～1990年代に整備されており、都道府県内の美術作品資料や都道府県ゆかりの作家を顕彰するとともに、優れた美術作品資料の鑑賞機会を住民に提供してきました。そのような中、時代の変遷や社会の要請に伴い、令和4(2022)年4月に博物館法が改正され、資料のデジタルアーカイブ化の実施や、多様な主体と連携・協力し、地域の活力の向上に寄与する役割が求められるようになりました。

また、少子高齢化やグローバル化の進展等の社会情勢の変化を踏まえ、平成29(2017)年6月には、文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正され、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等他分野との有機的な連携が求められることが明記されました。

令和2(2020)年4月には、文化振興を起点に、観光振興及び地域活性化の好循環を創出することを目的とする、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律、いわゆる文化観光推進法が施行され、美術館等の文化施設を拠点に、これを中核とした文化観光の推進が図られているところです。

イ 図書館を取り巻く情勢

都道府県立図書館は、住民に対し適切な図書館サービスを行うほか、図書館未設置の市町村が多く存在していたことから、都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとされてきました。

公益財団法人日本図書館協会が昭和54(1979)年5月に改訂した「図書館の自由に関する宣言」では、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする」としています。

近年では、令和4(2022)年7月に採択された「IFLA-UNESCO 公共図書館宣言」で、「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定及び文化的発展のための基本的条件を提供する」ことが、地域における図書館の意義として改めて示されています。同宣言では、「利用者があらゆる種類の知識や情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センター」となることを役割のひとつとしています。

国内では、平成20(2008)年6月に図書館法が改正され、図書館の運営状況に関する評価、司書等の資格取得要件の見直し及び資質の向上等が盛り込まれました。この改正を受けて、平成24(2012)年12月に、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が施行(旧基準を全部改正)され、都道府県立図書館の域内の図書館への支援項目に、郷土資料及び地方行政資料の電子化に関することが追加されました。また、都道府県立図書館の調査研究の対象について、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関することが加わりました。

また、誰もが読書ができる環境を整備することを目的とし、令和元(2019)年6月には視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法が施行され、障害の有無にかかわらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるような環境整備が求められています。

ウ 文書館を取り巻く情勢

昭和62(1987)年に公文書館法が制定され、国や地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存・利用について、適切な措置を講ずる責務を有すると定められました。法制定を受け、地方公共団体の設置する文書館は、地域に残る古文書や、作成された行政文書等の中で、歴史的公文書として価値ある文書を保存し、それを後世に伝える役割を担ってきました。

国においては、公文書の統一的な管理や、歴史資料として重要な公文書その他の文書の保存及び利用のルールを規定するとともに、その適切な運用を図ることを目的として、平成21(2009)年6月に公文書等の管理に関する法律、いわゆる公文書管理法を制定しました。同法では、地方公共団体も、公文書管理法にのっとり、文書の適正な管理、歴史的公文書等の適切な保存及び利用に関して必要な施策を策定・実施するよう努めなければならないと定めており、地方公共団体における公文書の管理の取組を推進することが求められています。

また、平成31(2019)年3月には、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」が示され、電子媒体の正本・原本化や、作成から移管又は廃棄までのプロセス全体を通じた電子化の検討が進められています。

さらに、近年では、電子公文書の増加に伴う受入体制の構築や、地震・水害等で被災した文化財や歴史資料等を救出する取組が進んでいます。

2. 各施設の現状

ア 建物の概要

	県立美術館	県立図書館	県立文書館
所在地	宇都宮市 桜4丁目2-7	宇都宮市 塙田1丁目3-23	宇都宮市 塙田1丁目1-20 (県庁南館内)
竣工年	昭和47(1972)年	昭和46(1971)年	昭和61(1986)年
構造	RC造 5階 地下1階	RC造 4階 地下1階	RC造 5階 地下2階 ※県庁南館全体
延床面積	6,195 m ² 普及分館：1,712 m ²	5,320 m ² (書庫面積を含めると 6,458 m ²)	1,952.2 m ² ※文書館部分のみ
敷地面積	12,627 m ²	4,786 m ²	57,452 m ² ※県庁の敷地全体を含む
管理運営 手法	直営 (レストラン及びミュージアムショップは、 民間運営)	直営	直営



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/>)
地理院地図を加工して作成

イ 運営の状況

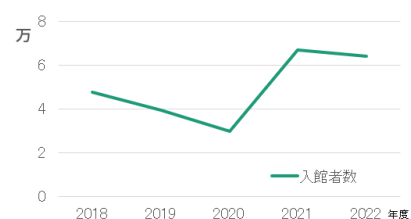
(1) 県立美術館

博物館法に基づく登録博物館であり、博物館法や「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」、栃木県立美術館条例などの関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき運営しています。

- 栃木県関係の美術資料、美術作家に関する研究調査、資料の収集保存、展示普及活動を運営の基本とする
- 内外の美術史及び美術状況に幅広く対応する
- 県民が利用しやすい美術館とするため、地域の美術文化の向上及び地域住民の美術に関する生涯学習等に役立つ事業を行う
- 学校教育との関連を重視する
- 常に美観を保ち、利用者の心が解放される憩いの場となるよう配慮する
- 栃木県立美術館友の会、関係諸機関との連絡協調を密にする

利用者数の推移

	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
入館者数	47,523人	39,512人	29,684人	66,817人	64,231人
うち企画展	26,938人	23,066人	17,723人	38,955人	37,212人
うち常設展	20,585人	16,446人	11,961人	27,862人	27,019人



収蔵品の状況

	日本画	洋画	その他の 絵画	彫刻・立体	工芸	版画	写真	書	その他 (版木・二次 資料等)
収蔵数	472点	760点	788点	185点	720点	4,575点	137点	21点	1,773点
年間増加数	7点	7点	4点	—	—	171点	—	—	—

R4年度末の状況

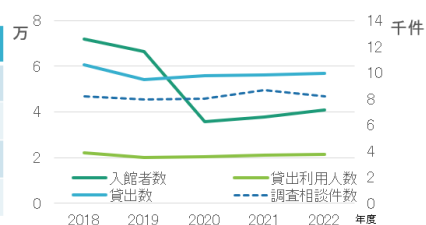
(2) 県立図書館

図書館法に基づく公立図書館であり、図書館法や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、栃木県立図書館設置条例などの関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき運営しています。

- 県内公共図書館の中核的図書館として、高い専門性を有する司書と豊かな蔵書を基盤とする
- 本県の文化や歴史に関わる資料を広範囲に収集・保存・活用して“知”のサービスを提供する
- 市町立図書館への支援・補完により県全体の図書館サービスの向上に努め、本県文化の発展や振興に寄与する

利用者数の推移

	H30(2018)	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
入館者	71,896人	66,609人	35,867人	37,813人	40,817人
貸出利用人数	21,903人	19,965人	20,260人	21,183人	21,463人
貸出数	60,596点	54,125点	55,998点	56,109点	57,046点
調査相談件数	8,168件	7,931件	8,030件	8,669件	8,186件



収蔵品の状況

	図書資料			逐次刊行物			視聴覚資料						電子出版物	マイクロフィルム
	一般書	児童書	地域資料	雑誌	年鑑 白書類	新聞	CD	レコード	DVD	ビデオ テープ	音楽 テープ	楽譜		
収蔵数	624,148点	58,945点	97,951点	1,033点	306点	71点	10,191点	39,523点	831点	988点	505点	1,881点	1,485点	6,995点
年間増加数	4,587点	△794点	2,059点	△176点	—	1点	△6点	△7点	68点	—	—	—	93点	19点

R4年度末の状況

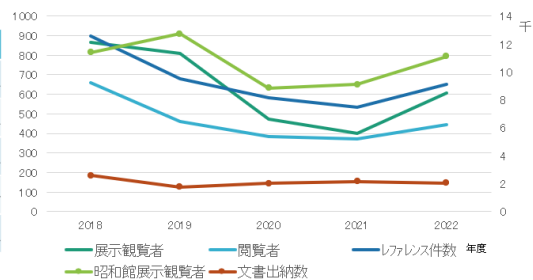
(3) 県立文書館

公文書館法に基づく公文書館であり、公文書館法や栃木県立文書館条例などの関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき運営しています。

- 古文書や、将来貴重な歴史資料となる県の公文書等の収集及び管理を行う
- 収集した史料の活用を図ることで、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与する

利用者数の推移

	H30(2018)	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
展示観覧者	865人	807人	475人	401人	607人
昭和館展示観覧者	11,406人	12,722人	8,839人	9,092人	11,110人
閲覧者	661人	460人	384人	373人	444人
レファレンス件数	896件	680件	582件	534件	651件
文書出納数	2,573点	1,760点	2,026点	2,152点	2,060点



収蔵品の状況

	古文書						公文書			参考図書	参考資料
	所蔵文書	寄贈文書	寄託文書		収集史料		移管文書	引継文書	管理委任文書		
			文書	写真	マイクロフィルム	史料写真帳					
所蔵数	4,415点	55,474点	333,695点	17,465点	4,193点	8,093点	47,504点	5,281点	0点	31,596点	9,014点
年間増加数	—	3,000点	7,000点	—	10点	5点	500点	—	—	500点	—

R4年度末の状況

3. 各施設の課題

ア 県立美術館

(1) ハード面に係る課題

(ア) 建物

建築から53年（令和6（2024）年現在）が経過し、建物や設備の老朽化が進行しています。

また、車椅子に対応したスロープや昇降機の設置など、一部で対応を行っていますが、バリアフリーへの対応が十分ではない状況にあります。

(イ) 立地

幹線道路から奥まった場所にあることや、周囲の建物の立地状況から、建物の視認性が低い状況にあります。

また、企画展の開催時等、利用者が集中する時期には、駐車できない車が発生するなど、利用者用の駐車スペースが不足しています。

(ウ) 機能

収蔵庫の収蔵能力が限界を迎えていることに加え、現行設備では、24時間の空調運転ができないなど、収蔵環境が悪化しています。

(2) ソフト面に係る課題

(ア) 利用面

入館者数が低迷しており、利用促進を図る必要があります。

また、多様化する美術鑑賞のニーズに応えられていないほか、施設面での制約から収蔵資料を十分に活用できていない状況にあります。

収蔵資料についても、購入による資料の収集が減少しており、新たな資料の取得は、寄贈によるものが中心となっています。

(イ) デジタル化

デジタル化の進展に対応し、収蔵資料のデジタルアーカイブ化を進め、ホームページ上で順次公開していますが、展示や教育普及などの事業でも活用していくには、館内の利用環境が十分ではない状況にあります。

(ウ) その他

美術館の役割の多様化に伴い、より多くの人々に多様な価値観との出会いの場を提供するとともに、地域コミュニティの中心として機能を発揮していくことが求められていますが、事業を実施する上で、教育分野や地域の産業等との連携が不足していることに加え、人的資源の不足により、十分な対応ができていない状況にあります。

イ 県立図書館

(1) ハード面に係る課題

(ア) 建物

建築から54年（令和6（2024）年現在）が経過し、建物や設備の老朽化が進行しています。

また、開架スペースが狭く、利用者が蔵書を気軽に手に取りにくい状況にあるほか、館内に階段が多く、エレベーターが設置されていないなど、バリアフリーへの対応が十分ではない状況にあります。

さらに、カウンターからの死角が多いなど、管理が困難な構造となっています。

(イ) 立地

幹線道路から奥まった場所にあり、建物の視認性が低い状況にあります。

また、敷地内に利用者用の駐車場がなく、車による利用が不便な状況にあります。

(ウ) 機能

書庫の収蔵能力が限界を迎えていることに加え、空調をボイラーで一括管理しているため、開架スペース、書庫ともに適正な温湿度管理ができていません。

また、閲覧室や学習室の座席数、蔵書検索機・データベース閲覧端末数が少ないことや、館内に物音が響きやすい構造になっていることから、自由かつ快適に閲覧・学習できる環境が整っていない状況にあります。

(2) ソフト面に係る課題

(ア) 利用面

入館者数が低迷しており、利用促進を図る必要があります。

近年では、市町立図書館の整備・充実が進んだことから、市町立図書館等との役割分担を意識した運営を行っていますが、立地条件や施設面の制約に加え、デジタル化の進展などの社会環境の変化に十分に対応できていないほか、新しい図書の収集等において利用者のニーズに応えられていない状況にあります。

(イ) デジタル化

館内外からの県立図書館及び市町立図書館の蔵書検索や、貴重書を中心とした収蔵資料等のデジタル化・公開を行っていますが、デジタル技術の進展や利用者のニーズを踏まえながら、デジタルコンテンツの充実やアーカイブ化など、館内外から情報にアクセスできる環境の更なる充実を図る必要があります。

(ウ) その他

県民の調査研究や正確な情報の取得を支援する調査相談（レファレンス）の機能については、認知度が低い状況にあるとともに、多様化・高度化する調査相談

案件への的確な対応が求められています。

また、市町立図書館や教育機関等との物流体制の充実や支援等が求められていますが、人的資源の不足等により対応や支援が十分ではない状況にあります。

さらに、読書バリアフリー法に対応したサービスの充実やインターネットの利用に困難がある方への配慮も求められています。

ウ 県立文書館

(1) ハード面に係る課題

(ア) 建物

バリアフリーへの対応が十分ではない状況にあります。

(イ) 立地

県庁舎内に所在していることから、施設として認知されにくい状況にあります。

(ウ) 機能

収蔵庫の収蔵能力が限界を迎えていることに加え、当初の収蔵庫以外に、県庁舎内の空きスペースを歴史的公文書の収蔵庫として利用しているため、史料の劣化が懸念されます。

また、利用者の史料閲覧等のスペースが狭く、大型の史料や多数の史料を閲覧する環境が十分ではない状況にあります。

(2) ソフト面に係る課題

(ア) 利用面

入館者数が低迷しており、利用促進を図る必要があります。

歴史研究等を目的とした利用が多く、一般県民の認知度が低いことに加え、展示室や閲覧スペースが狭い等の施設面の制約や、オンラインを活用した検索に十分に対応できていないなど、利用者のニーズに答えられていない状況にあります。

(イ) デジタル化

(ア)に記載のとおり、史料検索データベースは、来館しないと利用できず、オンラインによる館外での史料の検索や画像の閲覧に対応できていない状況にあります。

また、代表的な収蔵史料、閲覧希望の多い史料のデジタル化や、電子公文書等の受入れへの対応も求められています。

あわせて、電子公文書への対応を含め、公文書の作成から歴史的公文書の文書館への引継ぎまでの体系的な公文書の管理体制を確立する必要があります。

(ウ) その他

学校支援事業の拡大、学校教材の充実など、教育機関との更なる連携が求められています。

また、人的資源の不足等により、古文書・歴史的公文書等の整理や、史料活用を通じた魅力発信等が十分に実施できていない状況にあります。

III 基本理念等

1. 整備に係る基本的な考え方

施設・設備等やサービスの共有化・共通化による効率性の向上に加え、3施設の連携や、施設の相互利用、利用者同士の交流の促進等による新たな活動や魅力の創出など、様々な相乗効果が期待されることから、県立美術館、図書館及び文書館を、「文化と知」の創造拠点として一体的に整備します。

整備地については、県内各地からの様々な交通手段によるアクセス性に優れており、中心市街地に近接した約3.4haのまとまった県有地である県体育館跡地(宇都宮市中戸祭)とします。

<一体的な整備により期待される相乗効果>

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似目的の機能（受付・案内窓口、講演スペース等）や設備の共有 ● 新たな機能の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3施設共同展示などによる新たな展示表現の創出 ・ スペース効率の向上による新たな空間の創出 ・ まとまりのある屋外空間の確保による新たな利用形態の創出
サービス面	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスの共通化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の共有化や連携、機能の相互補完等による運営の効率化 ・ デジタル化の一体的な推進 ・ 一体的なデジタルアーカイブによる横断検索等、アーカイブ機能の強化 ● 新たなサービスの創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3施設の相互連携による新たなサービスの創出 ・ ワンストップレファレンスなど、分野横断的な情報の提供 ・ 展示・イベント等の連携実施による施設の魅力の向上
利用者の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 相互利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 来館者の相互利用の促進 ・ 各館の活動に協力するボランティア等の相互交流の促進 ● 新たな活動の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の相互利用による新たな「文化と知」の創造 ・ 利用者等の交流促進による新たなコミュニティや活動の創出 ・ 一体的なデジタル化・アーカイブ化による Web 利用者の実来館への誘導や、Web 上での新たな活動の創出

2. 基本理念とコンセプト

ア 基本理念

栃木県の文化振興の中核として、将来にわたり県民に愛され、誰もが誇りに思える、とちぎならではの拠点、また、あらゆる人々が思い思いに利用でき、様々な主体が拠点を通じて出会い、交流することで、とちぎの新たな「文化」や「知」を創造する場となることを目指します。

イ コンセプト

とちぎの「文化と知」を開く・つなぐ・育む拠点

開く	<ul style="list-style-type: none">● 誰でも、いつでも、どこからでも、気軽に利用し、活動に参加することができる● 幅広い活動を通じ、栃木県ならではの「文化と知」に触れることができる● 県民共有の財産である収蔵資料を身近に感じることができる● 積極的に情報発信し、国内外から人々が訪れる
つなぐ	<ul style="list-style-type: none">● 3施設の連携強化や相互利用の促進が図られる● 拠点を通して、利用者や地域、団体、県内の類似施設など様々な主体の連携・交流が図られる● オンライン上での活動等、デジタル技術を活用し、協働する● 「文化と知」を守り、次世代に継承する
育む	<ul style="list-style-type: none">● 新たな「文化と知」を生み、育てていく● 拠点を通して「文化と知」の担い手が活躍する● 教育機関との連携や生涯学習の支援などを通して、あらゆる世代の学びを支える● 拠点の活動等を県内各地に波及させ、地域の文化・芸術活動等を活性化させる

IV 機能と役割

1. 「文化と知」の創造拠点の機能と役割

基本理念とコンセプトに基づき、「文化と知」の創造拠点としての機能と役割を果たすことを目指していきます。

ア 「開く」機能と役割

デジタルを活用しながら、ハード・ソフトの両面から、誰でも・いつでも・どこからでも、気軽に利用し、幅広い活動に参加できる環境や、とちぎの「文化と知」を身近に感じられる環境を整備するとともに、拠点の活動等について、積極的に情報を発信していきます。

- ・ デジタル技術を活用した各種の遠隔利用サービスの充実
- ・ ユニバーサルデザイン等の誰でも使いやすい施設・設備等の整備
- ・ 各施設の収蔵資料の積極的な活用
- ・ 運営ボランティア等、県民が参加できる様々な活動の充実
- ・ レストラン、カフェ、ショップ等、各施設の利用者以外でも気軽に利用できるアメニティ機能の提供
- ・ SNS等も活用した積極的な情報発信 等

イ 「つなぐ」機能と役割

リアル・オンライン上の両面で3施設が連携することで、3施設の相互利用や、利用者、地域、団体、社会教育施設、教育機関など様々な主体の連携・交流・協働を促進するとともに、とちぎの「文化と知」を守り、次世代に継承していきます。

- ・ 資料等の横断検索サービス等の構築
- ・ リアル・オンラインの両面での3施設連携事業の実施
- ・ 利用者の相互利用・相互交流の促進
- ・ 県内の様々な主体の連携・交流を図るイベント等の実施
- ・ 適切な環境・手法での収蔵資料の保存 等

ウ 「育む」機能と役割

拠点での様々な活動や、教育機関等との連携を通じ、あらゆる世代の学びを支えることで、新たな「文化と知」や、その担い手を育むとともに、拠点の活動等を県内各地域に波及させ、地域の文化・芸術活動等を活性化していきます。

- ・ 講演会やワークショップ等の教育普及活動の充実
- ・ 学校等、教育機関と連携した各種活動の充実
- ・ 県内の作家や芸術家等の活動の支援

- ・ 県内の類似施設等との連携、支援 等

2. 新たな考え方に基づく機能と役割

「文化と知」を取り巻く社会情勢から、新たに以下の機能と役割が求められています。

ア デジタル

現在、美術館、図書館、文書館に関わる分野も含め、社会全体で様々なオンラインサービスが普及・定着するほか、新たな技術の登場等により、デジタルの活用が大きく広がってきています。こうした状況を受け、県でも、令和6(2024)年4月に栃木県デジタル社会形成推進条例を制定するなど、デジタルの更なる活用に向けた環境づくりを進めています。

「文化と知」の創造拠点においても、デジタルを活用することで、利用者の利便性の向上や、新たな体験の提供などを図っていきます。

- デジタルを活用し、誰でも、いつでも、どこからでも利用できる環境を整備する
 - ・ デジタルミュージアムの活用
 - ・ 収蔵資料のデジタルアーカイブ化の推進
 - ・ 電子図書の利用 等
- 一体的に整備する3施設や、市町立施設など、複数の施設で連携・協働してデジタルを活用する
 - ・ 3施設の収蔵資料を横断的に検索できるシステム等の構築
 - ・ 市町立図書館との蔵書の横断検索システムの活用 等
- 美術館、図書館、文書館の機能に限ることなく、デジタル技術を用いた表現を体験できる場を提供する
 - ・ プロジェクションマッピングや没入型展示など、多様な表現に対応した展示環境の整備 等

イ 共生社会

「文化と知」の創造拠点は、子ども、高齢者、障害者、外国籍住民やインバウンド客など、様々な人の利用が想定されます。

「文化と知」の創造拠点においても、国が定める高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法や、県が定める栃木県ひとにやさしいまちづくり条例、栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例など、様々な法令等に基づき、ハード・ソフトの両面から、あらゆる人が安全・安心・快適に利用でき、活動に参加できる環境を整備していきます。

- 年齢、言語、障害の有無等にかかわらず、全ての人が参加できる活動を実施す

る

- ・ ハード・ソフト両面でのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化
- ・ 子ども、子育て世帯でも過ごしやすい環境づくり
- ・ 筆談、点字等、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の活用
- ・ 多言語対応や「やさしい日本語」での対応 等

ウ 環境配慮

温暖化による気候変動が私たちの生活に大きな影響を及ぼす中、栃木県では、あらゆる主体による取組の推進に向け、令和5(2023)年4月に栃木県カーボンニュートラル実現条例を制定しました。

「文化と知」の創造拠点においても、ハード・ソフトの両面から、環境に配慮した取組を行い、カーボンニュートラルの実現や環境保全に貢献していきます。

- カーボンニュートラルをはじめとする環境の保全に向けた取組を推進する
 - ・ 建物の省エネルギー化、創エネルギー化
 - ・ ペーパーレス化
 - ・ 環境配慮物品の調達 等

エ 地域連携

「Ⅱ 各施設の現状と課題 1.『文化と知』を取り巻く社会情勢」でも記載したとおり、文化観光推進法が施行され、文化施設と地域の観光事業との連携が求められています。

また、農林業・工業等、地域の産業と連携したイベント等に取り組む美術館や図書館等も増えてきています。

「文化と知」の創造拠点においても、県内の様々な産業と連携しながら、拠点の活動に係る情報を発信し、誘客を図ることに加え、周辺施設の情報や栃木県の魅力等を発信し、県内の周遊につなげられるような仕組みづくりを行っていきます。

- 農林業や工業等のものづくり産業など、県内の様々な産業と連携する
 - ・ 県産材、伝統工芸品等の活用
 - ・ レストラン等での県産農産物等の提供
 - ・ 産業団体等と連携した企画の実施 等
- 県内外を結ぶ観光や周遊の拠点となる
 - ・ 県立博物館や市町立の図書館、美術館、文書館等、県内の社会教育施設との連携
 - ・ 拠点での活動を通じた県内各地での文化・芸術活動の活性化
 - ・ 県内各地の様々な情報の提供、発信 等

3. 美術館の機能と役割

県立美術館のこれまでの実績や活動を継承し、県立施設としての役割を継続的に果たすことを目指していきます。

ア 県立施設としての役割

- 栃木県ゆかりの作品をはじめ、多彩な美術作品等の収集・展示などにより、美術文化を守り、次世代に継承する
- 様々な教育普及事業を通して、県民が優れた芸術に触れ、体験し、表現する活動を支援する
- 市町立美術館等と連携した事業展開により、県内美術館のけん引役を担う

イ 基本的な機能

(1) 収集・保存

- 栃木県ゆかりの美術作品等を体系的に収集する
 - ・ 県の美術文化の向上に資する優れた作品の収集
 - ・ 栃木県ゆかりの作家による作品の収集 等
- 美術作品等の形態や特性に応じて適切に保存・管理する
 - ・ 絵画、彫刻、工芸品等の特性に応じた適切な温湿度管理による保存環境の整備 等

(2) 展示・公開

- コレクション展や市町立美術館等との連携展示により、県民に広く収蔵資料を紹介する
 - ・ 収蔵作品の展示
 - ・ 市町立美術館等への資料の貸出しによる連携展示
 - ・ デジタルミュージアムでのアーカイブ資料の公開 等
- 企画展を通して、国内外の優れた美術作品等を鑑賞する機会を提供する
 - ・ 学芸員の調査・研究に基づく企画展示
 - ・ 他館や民間企業等と連携した企画展示 等

(3) 調査・研究

- 美術作品・作家等の調査・研究を行う
 - ・ 美術全般に関する専門的な調査研究
 - ・ 収蔵資料をはじめとした栃木県にゆかりのある美術資料や作家に関する調査研究 等

- 調査・研究の成果を展示・公開、教育・普及等の事業へ生かし、県内外へ発信する
 - ・ 学芸員の調査・研究に基づく企画展示
 - ・ 展示等に関連した講演会、ギャラリートーク（展示解説）等の実施
 - ・ 美術資料に関する目録、企画展図録、研究報告書等の刊行 等

(4) 教育・普及

- 教育機関や文化団体等と連携し、幅広い年齢層に対応した講座や体験プログラムを提供する
 - ・ 制作体験等のワークショップの実施
 - ・ 教育機関等と連携した美術鑑賞教室の実施
 - ・ 作家による公開制作の実施 等
- 文化団体等と協力したイベントを開催し、県民が文化芸術活動に参加し、発表する機会を提供する
 - ・ 文化団体による展示会等のイベントの実施
 - ・ 若手作家や県民等の作品を発表する場の提供 等

ウ 新たに求められる機能

デジタル技術等を活用し、誰でも、いつでも、どこからでも文化芸術活動に参加できる仕組みを作るとともに、国内外からの来訪者を迎える文化芸術の拠点として、観光や地域振興にも資する美術館づくりが求められています。

4. 図書館の機能と役割

県立図書館のこれまでの実績や活動を継承し、県立施設としての役割を継続的に果たすことを目指していきます。

ア 県立施設としての役割

- 栃木県に関する情報の窓口として、地域資料等の利活用を促進する
- 県内における中核的図書館として、市町立図書館等との連携体制の構築を図るとともに、社会情勢などの変化に対応した図書館サービスを提供する
- 専門的課題に対応した高度なレファレンスサービスを提供し、県民の課題解決や新たな価値の創造を支援する
- 図書等を永年保存する施設として、知の財産を次世代に継承する

イ 基本的な機能

(1) 収集・保存

- 知のインフラとして必要な図書や各分野の図書等を幅広く収集し、保存する
 - ・ 栃木県に関連する図書等の収集・保存
 - ・ 県民の生活課題の解決や生涯学習に資する図書等の収集・保存
 - ・ 子どもの読書活動の推進に資する図書等の収集・保存 等
- 図書等の適切な管理を行い、常に使いやすい状態で整理する
 - ・ 目録規則に従った資料の受入れ・整理
 - ・ 適切な温湿度管理による保存環境の整備 等

(2) 提供（展示・公開）

- 資料の提供（閲覧、貸出）を行うとともに、展示等の様々な方法で資料を紹介する
 - ・ 図書、逐次刊行物、視聴覚資料等の閲覧、貸出
 - ・ テーマ展示コーナーでの時事等に対応した資料紹介
 - ・ デジタル化した資料の公開
 - ・ SNS等を活用した資料紹介 等
- 利用者が読書や調べものを行う場所や環境を提供する
 - ・ 利用形態に応じた閲覧、学習スペースの提供
 - ・ 適切なゾーニングによる居心地の良いスペースの提供 等
- 豊富な地域資料を活用し、文学をはじめ、栃木県の文化に親しむ機会を提供する
 - ・ 地域資料をはじめとした“とちぎならでは”を集めた地域資料室の設置
 - ・ 栃木県ゆかりの作家や作品等の紹介
 - ・ 栃木県の歴史・文化・産業等の各分野に係る資料の紹介 等

(3) 調査相談

- 調査・研究等を行う利用者に対し、多様なレファレンスサービスを提供する
 - ・ 対面でのレファレンスサービスの提供
 - ・ メール、電話等による非来館型レファレンスサービスの提供 等
- 利用者が資料を活用して調査・研究を行う際に役立つツールを作成する
 - ・ 質問の多い事項に関するパスファインダー（調べ方案内）の作成
 - ・ レファレンス事例の作成・公開 等

(4) 教育・普及

- 教育、産業等の様々な分野と連携した講座の実施等により、利用者の学びや新たな価値の創造を支援する

- ・ 作家を招いた講演会等のイベントの開催
- ・ 県民の生活課題の解決に資する講座等の開催 等

(5) 連携・支援

- 中核的図書館として、市町立図書館等の運営・サービスへの助言や職員を対象とした研修を行う
 - ・ 市町立図書館等への訪問支援の実施
 - ・ 市町立図書館等の職員に対する研修の実施 等
- 県内外の図書館等関係団体と連携し、県内図書館の振興を図る
 - ・ 図書館に係る会議・研修等の運営
 - ・ 優良団体の表彰や推薦図書を選定
 - ・ 県内読み聞かせ団体等と連携した研修の実施 等

ウ 新たに求められる機能

リアルとデジタルを活用しながら、誰でも、いつでも、どこからでも情報にアクセスできる環境を整えるとともに、訪れた人の知的探究心に応えて、知り得た情報から新たな発見や出会いにつなぐ、魅力的な図書館づくりが求められています。

5. 文書館の機能と役割

県立文書館のこれまでの実績や活動を継承し、県立施設としての役割を継続的に果たすことを目指していきます。

ア 県立施設としての役割

- 古文書・歴史的公文書等の様々な史料を収集・整理・保存し、栃木県の歴史を次世代に継承する
- 史料の閲覧・利用を通して、学術研究を支援するとともに、広く歴史に親しむ機会を提供する
- 歴史的公文書を適切に移管・保存することにより、県の施策等を次世代に継承し、将来の栃木県を形作る一助とする
- 古文書・歴史的公文書等の適切な保存と利用のために、市町や民間へ必要な知識・技術の普及を図る

イ 基本的な機能

(1) 収集・保存

- 古文書の受入れや補修、整理等を実施する
 - ・ 民間所有の古文書の寄託等の受入れ

- ・ 寄贈文書、寄託文書等の目録作成
 - ・ 民間が所有する古文書の保存等の支援 等
- 電子公文書を含む歴史的公文書の収集や補修、整理等を実施する
 - ・ 県が作成した公文書の適切な収集
 - ・ 歴史的公文書の製本・目録作成・審査 等
- 整理された史料を、適切な環境下で保存する
 - ・ 古文書、歴史的公文書、マイクロフィルム等、史料の特性に応じた適切な温湿度管理による保存環境の整備 等

(2) 展示・公開

- 史料の閲覧等に対応する
 - ・ 閲覧室での史料出納、写真撮影等への対応
 - ・ デジタル化した史料の公開 等
- 常設展・企画展等を実施する
 - ・ テーマに応じた史料の常設展示
 - ・ 時事に対応した史料の企画展示 等

(3) 調査・研究

- 史料の調査・研究を実施する
 - ・ 収蔵史料、県内外の史料等の調査・研究 等
- 研究紀要等を通じ、調査・研究の成果について紹介する
 - ・ 研究紀要等の作成 等

(4) 調査相談

- 史料の貸与、専門的な照会への対応等、利用者の調査・研究を支援する

(5) 教育・普及

- 収集・整理・保存した史料を県内外に伝える
 - ・ 栃木県史料所在目録、広報紙等の作成
 - ・ 市町の文書保存担当機関との史料情報の共有 等
- イベントや教育機関への支援を通して、広く史料に触れる機会を提供する
 - ・ 史料を活用し、教育現場と連携して授業を行う学校支援事業の実施
 - ・ 史料を活用した講座の実施 等
- 講座・研修などを通して、教育機関や市町の文書保存担当機関等との連携を強化し、史料の活用を促進する
 - ・ 教育現場での史料活用に向けた教材の作成

- ・ 教職員や市町の文書保存担当職員を対象とした講座、研修等の実施 等

ウ 新たに求められる機能

県内各地で保存されている史料を適切に次世代に継承していくとともに、電子公文書等のデジタル史料の収集・保存・利用や、誰でも、いつでも、どこからでも様々な史料情報（目録、画像等）にアクセスできる環境整備等、新たな文書館づくりが求められています。

6. 3 施設が連携した機能の考え方

美術館、図書館、文書館の固有の機能に加え、一体的な整備に伴い、3施設が連携し、利用者がより使いやすく、「文化と知」に気軽に触れることができるような機能を提供していきます。

ア 収集・保存

- 資料保存に係る技術や設備等を共有し、相互利用する

イ 展示・公開

- 同一テーマでの連携展示等を実施する
- 各施設の企画展等に係る調査に対し、相互に協力する
- 利用者が収蔵資料を横断的に検索できるシステムを構築する

ウ 調査・研究

- 研究資料等を共同利用するとともに、研究成果を共有する

エ 調査相談

- 利用者の調査・研究に係る照会に対し、横断的に対応する

オ 教育・普及

- 連携イベント、講座、ワークショップ等を実施する
- 3施設で連携した教育・普及プログラムを作成し、実施する

カ アメニティ

- 利用者の利便性向上と3施設の相互利用につながる総合的な案内を実施する
- 3施設が連携し、デジタルも活用しながら情報発信する
- 3施設の来館者等が利用し、集い、憩い、交流できる場（カフェ・レストラン、ショップなど）を充実する